企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条第3項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、同法施行令第57条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　本川　忠行

2．住所　東京都中央区明石町8番1号

平成27年4月16日

三機工業企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は平成二十七年三月二十六日付官報（号外第六十七号）一二三頁に開示しており、乙は計算書類の公告義務はございません。

平成二十七年四月十六日

長崎県長崎市住吉町一番五号

（甲）株式会社ケーズ・ホールディングス

代表取締役　山本　勝光

長崎県長崎市元船町一三番一〇号

（乙）有限会社ケイズホールディングス

取締役　山本　勝光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十六日

川崎市麻生区高石三丁目二九番二七号

合同会社23度

代表社員　前川　真季

組織変更公告

当社は、平成二十七年六月一日を効力発生日として、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十六日

熊本県宇城市三角町中村一二一二番地の一

合資会社郡浦石油

代表社員　山下　秀喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月十六日

埼玉県八潮市大字八條二四九一番地八

有限会社多田商店

代表取締役　多田　明彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月十六日

千葉県松戸市小金原七丁目三四番地二二

有限会社トモコーポレーション

代表取締役　寺下　つこ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤崇が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十六日

東京都目黒区大岡山二―二―一―一〇一

GHOH，Inc.

日本における代表者　加藤　崇

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である曺永錫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十六日

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号

SKイノベーション株式会社

日本における代表者　曺　永錫

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十六日

京都市下京区烏丸通六条下る北町一八四番

二ＳＪＳ烏丸ビル

三和住宅サービス株式会社

代表取締役　末永　成男

取消公告

平成二十七年二月二十七日（号外第四十三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十七年四月十六日

千葉市花見川区作新台四丁目一〇番一〇号

（甲）株式会社ホワイト企画

代表取締役　丸山　晃

千葉市花見川区花園一丁目八番七号

（乙）ピーエスコーポレーション有限会社

取締役　小田　勝正

正誤

ページ	段	行	誤	正
五	上	二	事業者番号	特定事業所番号

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布財務省令第四十一号（支出負担行為等取扱規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五一四	上	終りから五～一〇	子どものための金銭給付勘定
〃	下	一〇～一二	子どものための金銭の給付勘定

（印刷誤り）

五一四	下	終りから六	「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」

平成二十六年十二月十日（号外第二百七十五号）公布経済産業省・環境省令第七号（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の全部を改正する省令）

（原稿誤り）

一八	上	終りから一七	「及び予定損益計算書」を削除する。
〃	〃	一六	

同日（同号外）経済産業省・国土交通省・環境省告示第八十七号（フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針を定める件）

（原稿誤り）

四二	下	終りから一八～一七	フロン類使用製品

平成二十七年一月八日経済産業省・環境省告示第二号（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき、ファイルへの記録の方法を定める件）

（原稿誤り）

四	下	終りから一四	X〇二〇八　X〇二二一

平成二十七年二月二十四日（号外第三十九号）海上保安庁告示第十九号（海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二六	下	終りから三～二	三月二日　三月一日
〃	〃	二	三月九日　三月十二日

平成二十七年三月十三日（号外第五十三号）九州地方整備局告示第四十号（道路に関する件）

（原稿誤り）

一八	下	終りから一	佐賀国道　長崎河川国道

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十六日付第八八号四〇　ページ●同日付政府調達第七二号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）